

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月19日
条例の題名	三重県感染症診査協議会条例	公 布 日	平成11年3月19日
条 例 番 号	平成11年三重県条例第4号	直 近 改 正 日	平成19年3月20日
所管部局課	健康福祉部業務感染症対策課	電 話 番 号	059-224-2330
条例の概要	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という。)(平成10年法律第114号)第24条第1項に規定する感染症の診査(就業制限、入院勧告、医療費公費負担の要否)に関する協議会として、各保健所に感染症診査協議会を設置することに関し、必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	毎年、300人程度新たな結核患者が発生しており、感染拡大防止及び結核患者への適正医療の提供の観点から、現在でも妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	感染拡大を防止するための就業制限、入院勧告、また、感染症法第37条、37条の2に基づく医療費助成の可否を診査しており、今後も公的な関与が必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	各保健福祉事務所で、毎月2回以上開催されており、現在行われていないものはない。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	感染症法第24条第6項により、この法律に規定するもののほか、協議会に関し必要な事項については、条例で規定が義務づけられている。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	感染症法第24条第1項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に差異はない。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的と条例に規定する手段との間に不整合はない。
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	条例の目的は、みえ県民カビジョン「114」感染症の予防と体制の整備」と整合している。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	条例の規定の効果を疑問視する評価を受けたことはない。
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	感染症法第24条第6項により、法律に規定するもの以外の必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、協議会の運営に支障が生じると考える。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	条例の執行による効果は、全ての県民が対象となっている。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	県民に対する特別なコスト負担は求めている。
そ	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	

その他	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい		
点検・見直し結果	改正を 検討する	理 由	特 記 事 項	見直しに 関する規 定の有無	有効期限 に関する 規定の有 無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし改正の必要がないと考えるが、字句修正の対応が必要である。		無	無